

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3048号)

令和6年1月25日

横情審答申第3048号

令和6年1月25日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長職務代理者 金子 正史

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

令和4年2月25日教教人第2002号による次の諮問について、別紙のとおり答申
します。

「横浜市立特定特別支援学校 保管（保有）分 特定年度 職員住所録
（更新分含む全て） 特定年月日1～特定年月日2」の個人情報非開示決
定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が「横浜市立特定特別支援学校 保管（保有）分 特定年度 職員住所録（更新分含む全て） 特定年月日1～特定年月日2」の保有個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和3年12月22日付で行った「横浜市立特定特別支援学校 保管（保有）分 特定年度 職員住所録（更新分含む全て） 特定年月日1～特定年月日2」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第25条第2項に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件保有個人情報は、横浜市立学校行政文書管理規則（平成12年6月横浜市教育委員会規則第12号。以下「学校文書管理規則」という。）第10条第4項に基づき教育長が定めた「特定年度 学校保存文書分類リスト」（以下「リスト」という。）のうち、「住所変更届」に分類されており、その保存年限は1年未満と定められている。また、学校文書管理規則第13条第2項では、保存期間が1年未満の行政文書は、事務処理上不要となった時点で廃棄することが規定されている。

なお、リストについては、本件処分後に審査請求人に送付している。

- (2) 横浜市立特定特別支援学校（以下「本件学校」という。）では、教職員へ連絡する際に本件保有個人情報を使用していたが、特定年月 a からは特定アプリケーションソフトウェアを使用することとした。このため、本件保有個人情報は事務処理上不要となり、特定年月日3までに廃棄済みであり、保有していないため非開示とした。
- (3) 審査請求人は、本件処分に係る個人情報非開示決定通知書（以下「本件決定通知書」

という。)の理由付記に不備があると主張しているが、本件決定通知書では、本件保有個人情報保有していない旨を示しており、不存在であることの説明が記載されていることから、旧条例第28条第1項の定める理由付記の要件を欠くものではない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 旧条例第28条第1項、理由付記の不備により、本件処分を取り消すよう求める。
- (2) 本件決定通知書には、学校文書管理規則第10条第4項に規定する行政文書分類表に基づいて廃棄済みである旨が記載されているが、同項には「行政文書分類表」が規定されておらず、この記載だけでは、リストの存在及び内容が不明であり、旧条例第28条第1項を満たすことにはならない。
- (3) 実施機関が本件処分後にリストを審査請求人に送付した事実は、理由の付記について補完や補足をするものではない。
- (4) 本件処分に係る個人情報本人開示請求書においてデータの更新日等の記載を、実施機関からの電話照会において本件保有個人情報の削除日又は廃棄日の記載を求めたが、本件決定通知書には記載されていない。ほかの開示請求文書に係る決定通知書や答申と同様、廃棄又はその決定、決裁等の日付は当然に把握され、記載されて然るべきである。
- (5) 本件保有個人情報は、本件学校の校内サーバーに全教職員が閲覧可能な状態で保存され、特定年月bに校内の全教職員に対し印字されたものが配布されたが即時に回収された。回収後の本件保有個人情報の取扱いは、実施機関の弁明書のとおりである。その作成等に当たり、利用目的の説明、同意の確認はなかった。
- (6) 本件保有個人情報は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条の「労働者名簿」と同等内容の個人情報である。
- (7) 本件学校のICT管理規約では、文書の確実な保管のため、3か年分保存することを取り決めており、学校文書管理規則に規定されるその他の行政文書は、保存されている。
- (8) 具体的な廃棄方法を本件決定通知書に記載できない事情や理由がない。また、実施機関による本件保有個人情報の行政文書分類や廃棄理由は、整合性がない。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 本件学校での職員住所録の作成について

本件学校では、令和2年度まで、連絡及び文書送付のために、教職員の電話番号や住所を記載した職員住所録を作成していた。

(3) 理由付記の不備について

ア 審査請求人は、本件決定通知書の学校文書管理規則に係る記載の誤り、廃棄等に係る日付の不記載等が理由付記の不備に当たると主張していると解されることから、これらについて実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件学校では、教職員への文書の送付等のため、在籍する教職員の氏名、住所及び電話番号を記載した職員住所録を年度ごとに作成している。また、横浜市教育委員会事務局教職員人事部教職員人事課（以下「教職員人事課」という。）では、これらの情報を記載した人事台帳を作成し、保管している。

本件処分に係る個人情報本人開示請求書の「1 本人開示請求に係る保有個人情報」欄に「横浜市立特定特別支援学校 保管（保有）分 特定年度 職員住所録」と記載されていたことから、実施機関は、本件学校で作成され、保管されていた特定年度の職員住所録を本件保有個人情報として特定した。

なお、本件学校には、教職員への連絡に使用していた緊急連絡網もあったが、教職員の住所は記載されていないことから、本件保有個人情報として特定していない。

(イ) 審査請求人は、本件保有個人情報について、本件学校の全職員が閲覧可能であった等と主張するが、それは緊急連絡網のことである。本件保有個人情報は、校長等の限られた教職員しか閲覧できず、配布もそれらの者に限られていた。

(ウ) 本件保有個人情報を含む本件学校の行政文書は、リストに従って保存期間別に分類される。

審査請求人は、本件学校のICT管理規約で3か年分保存することになっていた旨主張するが、各学校においてリストと異なる保存期間を定めることはない。

- (エ) リストには職員住所録は示されていないが、本件学校では、個人の住所が記載されている点で性質が近いと考えて、職員住所録をリストにある「住所変更届」（保存期間1年未満）に分類することとした。

学校文書管理規則第13条第4項では、「保存期間が1年未満の行政文書の廃棄については、事務処理上不要となった時点で行う」と規定されていることから、本件学校では、年度ごとに新たな職員住所録を作成するとともに前年度の職員住所録を廃棄していたが、これによって不都合が生じたことはない。また、令和2年6月以降の教職員への事務連絡は特定アプリケーションソフトウェアを介して行うこととしたことから、特定年月日3に本件保有個人情報を廃棄したことも、学校文書管理規則に照らして問題のないものである。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

- (ア) 理由付記について、旧条例第28条第1項では、「実施機関は・・・本人開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときは・・・同条・・・第2項に規定する書面にその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」と規定されている。
- (イ) 当審査会において本件決定通知書を確認したところ、「5 根拠規定を適用する理由」欄には、「本件保有個人情報は、横浜市立学校行政文書管理規則第10条第4項に規定する行政文書分類表に基づき、本件学校において、保存年限（1年未満）経過による廃棄済みであり、保有していないため」との記載があった。
- (ウ) この点、学校文書管理規則第10条第4項には、「それぞれの保存期間に属する行政文書の分類は、教育長が定めて一般の閲覧に供する」と規定されており、同項に行政文書分類表が規定されているわけではない。また、「行政文書分類表」の正しい名称は「学校保存文書分類リスト」であるとのことなので、本件決定通知書の記載は、必ずしも正確だったとはいえない。
- (エ) もっとも、本件処分において条例第25条第2項を適用する根拠が、本件保有個人情報を廃棄しており保有していないためであることは、本件決定通知書の記載から理解できる。また、廃棄の理由が保存年限の経過であること、その保存年限は学校文書管理規則第10条第4項を根拠に定められていること等の事情も理解し得るもの

である。

したがって、本件処分について、理由付記の不備があるとは認められない。

- (カ) なお、職員住所録は教職員への文書の送付等に使用されるものであるから、前年度のものを廃棄してしまうことで、過去に本件学校に勤務していた教職員に文書を送付する必要性が生じた場合等に、実務上不都合が生じないか疑問がないではない。しかし、教職員人事課の作成した人事台帳を必要に応じて参照できることも踏まえれば、この点に係る実施機関の説明が不合理とまではいえない。

また、当審査会において学校文書管理規則及びリストを確認したところ、これらに係る実施機関の説明に矛盾はなく、そのほかに実施機関の説明を覆すに足る事情も認められない。

- (4) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

- (5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和4年2月25日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和4年3月29日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和5年10月25日 (第443回第二部会)	・審議
令和5年11月17日 (第444回第二部会)	・審議
令和5年12月20日 (第445回第二部会)	・審議